

「フィリピンへの石油・石油製品の輸入にかかる税務管理体制強化」 (2012年2月17日、歳入細則2012年第2号)

フィリピン国税局 (BIR) はフィリピン国内への石油、石油製品の輸入にかかる、税務管理体制について規定し、すべての貯蔵タンク、貯蔵施設、ターミナルの登録を義務付けた。これは、不正に輸入される石油、石油製品が後を絶たない現状に対する対策である。本通達で BIR は、経済特区や自由港地区を通して輸入される分を含む、すべての輸入石油、石油製品に対して規定しており、例外はない。通達の内容は下記のとおり。

- VAT、物品税 (Excise tax) はすべての石油・石油製品 (経済特区や自由港地区を経由するものを含む) に課せられ、輸入者は関税局 (Bureau of Customs : BOC) に支払う義務を負う。
- 経済特区や自由港地区に位置し、税制優遇を受けている企業、国際海運・空輸に従事する企業への石油・石油製品の二次販売には 0%VAT が適用される。
- 国際線航空会社や、租税条約でカバーされる企業等は、BOC に対して支払った VAT の還付請求が可能。ただし、還付請求手続きを進めるには、既存の規則や手続きに従って BIR の承認 (endorsement) を得る必要がある。正式に登録されたロケーターに販売し、かつ登録された活動にのみ消費されたこと等を示す必要がある。
- 経済特区や自由港地区に位置し、税制優遇を受けている企業が、経済特区や自由港地区以外の通常地区または、経済特区や自由港地区に位置するが税制優遇を受けていない企業に二次販売した場合、物品税の還付請求は出来ない。
- VAT の追加徴税に関する税務調査を受けている企業は還付請求不可。
- 石油・石油製品の輸入時は毎回、関税通過許可 (Authority to Release Imported Goods : ATRIG) を取得し、VAT と物品税を支払う義務がある。
- すべての石油・石油製品の輸入者は、BIR の Excise Tax Regulatory Division からの営業許可を得る必要がある。
- いかなる場合においても、還付請求時には物品税支払いの証明が必要となる。
- すべての貯蔵タンク、貯蔵施設、ターミナルについて、所有者による所轄 BIR オフィスへの登録を義務付ける。